

接続料の算定等に関するワーキンググループ（第1回）

事業者ヒアリング ご説明資料

2025年11月10日

ソフトバンク株式会社

- 2035年メタル廃止が決定し**光アクセスインフラの重要性は一層高まる**
- 光回線は固定ブロードバンドや移動体通信サービスを提供するための基盤設備であり、その**安定的な設備維持に加え、国民が利用しやすい料金提供が求められる**
- 一方で、加入光ファイバ接続料は**令和5年度より年々上昇**に転じ、今後もメタル縮退に伴う電柱・土木設備費用の負担増等で**大幅値上げとなることが想定される**
- 上記状況を踏まえ、加入光ファイバ接続料の上昇を抑止するための算定方法見直しや、より予見性を高めるための具体的施策について今回ご提案する

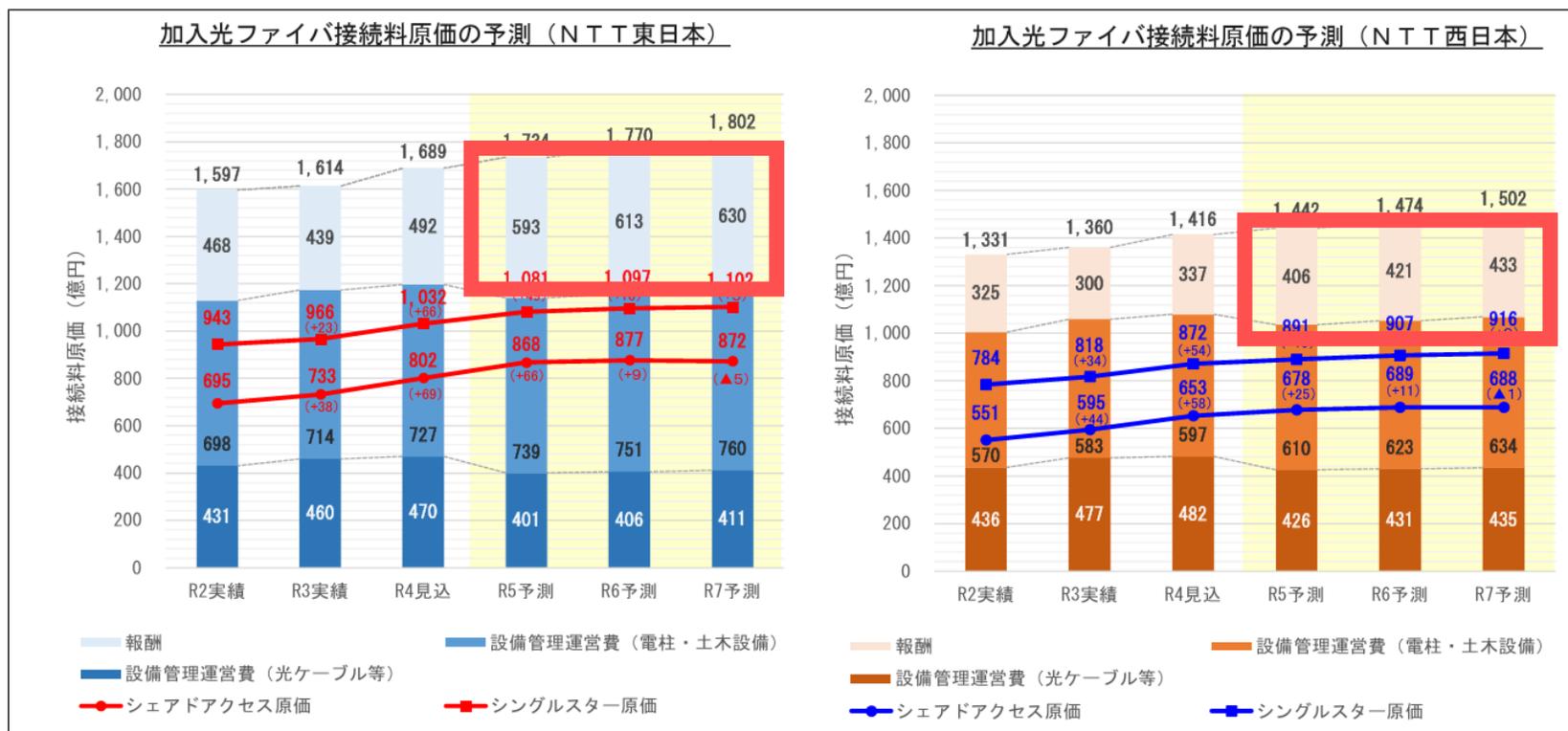
1. 光接続料の大幅上昇抑止のための算定方法一部見直しについて
2. 予見性向上のための施策について
3. その他（耐用年数）

- 1. 光接続料の大幅上昇抑止のための算定方法一部見直しについて**
2. 予見性向上のための施策について
3. その他（耐用年数）

光ファイバ接続料の原価構造

加入光ファイバ接続料コストに占める**報酬額（資本コスト）**は年々上昇し、**接続料値上がり**の主要因となっている

報酬算定方法の見直しについてご提案（スライドp9、12）



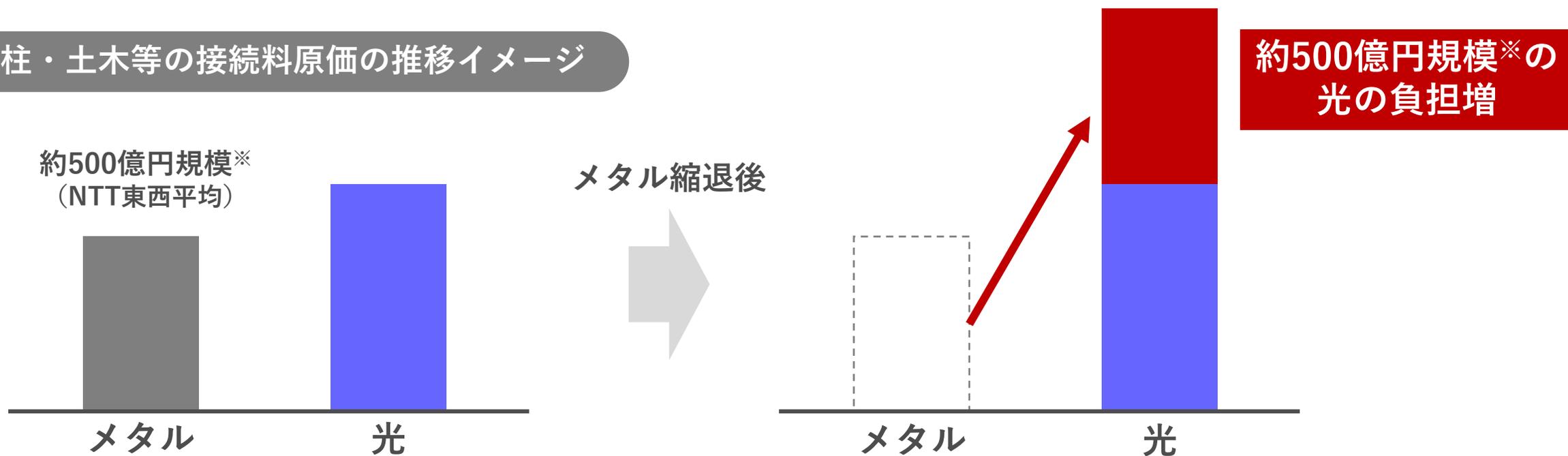
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（将来原価方式による令和5年度の接続料の改定等）より抜粋

【参考】2035年メタル廃止に伴う光接続料への影響

メタルと按分している電柱・土木設備費用が
2035年メタル廃止後は全額光接続料負担に

移行期間中における費用配賦の見直し等の検討が必要
(接続政策委員会で議論予定)

電柱・土木等の接続料原価の推移イメージ



※総務省「メタル回線コストの在り方について 報告書」(2013年5月)の数値より推計
(メタル施設保全費: 約1,400億円×電柱・土木比率: 34%)

【参考】メタル回線売却益の取扱い

公社時代からの承継資産であるメタル回線は国民負担のもと敷設してきた経緯から、その売却益は広く利用者に還元できるように検討いただきたい

2 - (2). メタルマイグレーションに向けた取組み

8

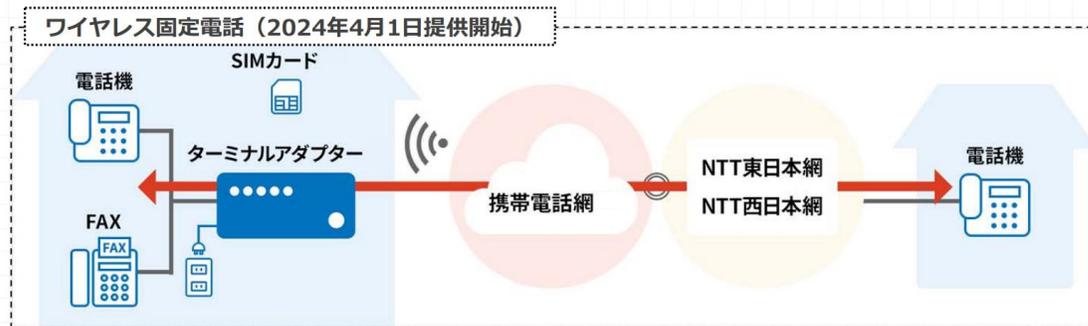
- 4月からサービス開始したワイヤレス固定電話も活用し、メタルサービスからの移行、ゼロ収容メタル設備の創出・撤去を実施
(2023年度撤去実績：地下ケーブル500 km)

メタルサービスからの移行

- ✓ 保守コストが高い離島・ルーラルエリアのお客様やメタルケーブルの張替え対象のお客様から、移行着手
- ✓ 光回線電話に加え、**ワイヤレス固定電話を活用**

ゼロ収容メタル設備の創出・撤去

- ✓ 太束の地下ケーブルを対象に、ケーブル切替・統合を進め、**ゼロ収容ケーブルを創出**
- ✓ ケーブル売却益の活用により、ケーブル撤去を実施



Copyright 2024 NTT WEST CORPORATION

過去、ケーブル撤去費用に充てた実績あり

売却時期・規模の見通しの公表とともに
光回線接続料の低減等にも活用検討を要望
(売却益の用途も要公表)

現行の報酬算定における貸借対照表からレートベースへの圧縮方法

自己資本はレートベースを構成する資産調達に優先的に用いる前提で、貸借対照表総資産額との差額は原則として全て「その他の負債」から圧縮
 例外として「投資その他資産」に含まれる繰延税金資産は自己資本から圧縮するが、関係会社株式・投資有価証券等の圧縮については自己資本からの資金調達有無が明確でないとして**継続検討**となっている*

*「接続料の算定等に関する研究会」 第一次報告書

流動資産等	有利子負債
	有利子負債以外の負債
電気通信事業固定資産	自己資本

B/S

レートベースに無関係の流動資産等	有利子負債
貯蔵品・投資等運転資本	有利子負債以外の負債
電気通信事業固定資産	流動資産の圧縮
	自己資本
	繰延税金資産

レートベース

資本構成

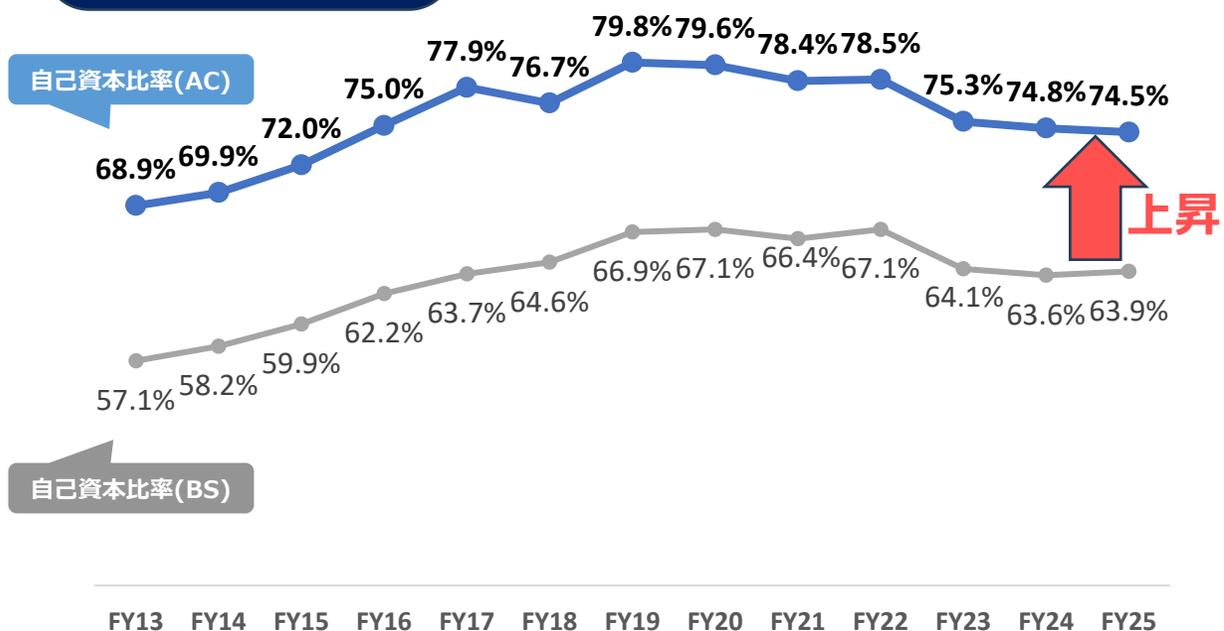
繰延税金資産以外の全差額は「その他負債」から圧縮

自己資本比率が上昇

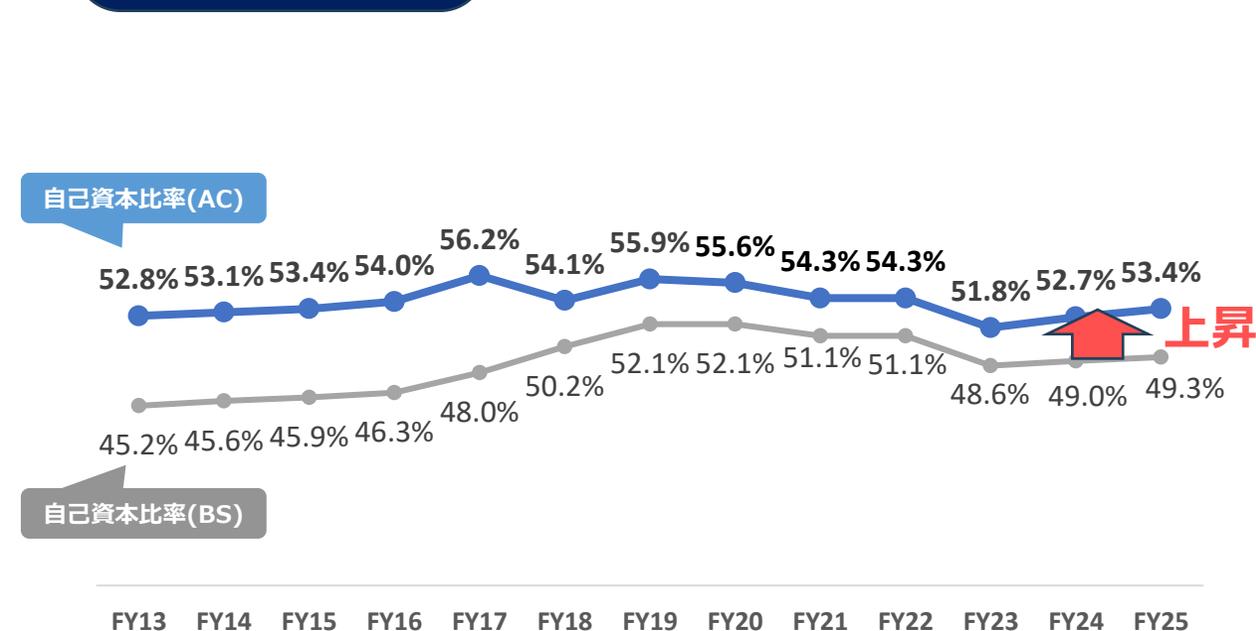
自己資本比率の比較（貸借対照表値と接続料算定適用値）

レートベースへの圧縮手続きにより、
 接続料算定に適用される**自己資本比率は貸借対照表値よりも大幅に上昇**
 これに伴い報酬額も上昇する

NTT東日本



NTT西日本



※NTT東西殿の接続料算定根拠より抜粋

現行の課題

現行ルールの採用根拠であるNTT東西殿の従来主張（社会インフラである電気通信事業設備の安定供給という観点で自己資本投資を用いることが合理的）に関し、それが資本調達の実態に即しているかの検証は困難であり、その妥当性には依然として疑義が残る

当社見直し案

- ・ **検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべき**

【参考】モバイル接続料における利潤算定

モバイル接続料の利潤算定は**検証可能性の確保・裁量排除**の観点等を重視し、**貸借対照表の自己資本比率**を採用

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（平成25年7月12日）

レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産（レートベース）について利潤を認めるものであり、利潤の算定に資本構成比の算定が必要であるから、資本構成比についても当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させる考え方には一定の合理性が認められる。

しかしながら、一般的にはレートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのか、全て正確に把握することは期待しがたい。仮に事業者がそれを正確に把握していたとしても、その把握が実態に基づいた正確なものか、また把握が正確であっても、**その把握が利潤算定に正確に反映されているのか、客観的に観察・検証することは困難であるため、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から適当ではない。**

（中略）したがって、**レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させた資本構成比を採用する考え方は、事業者の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるが、利潤算定における検証可能性の確保、裁量排除及び公平性確保の観点から適当ではない。**

この点、**貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない。**しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、**総務省による検証可能性の確保の観点から適当**である。加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に**事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当**である。さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当である。

レートベースへの圧縮前の貸借対照表の自己資本比率 により接続料を算定した場合の影響

FY25のシングルスター方式の接続料ベース

NTT東日本
約110円規模の減少

NTT西日本
約40円規模の減少

現行の課題

「接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）」に対してKDDI殿から以下の意見を提示

加入光ファイバ接続料原価の多くを占める報酬額について、NTT東西とNTT持株との関係性や特殊性、特に「日本電信電話株式会社等に関する法律 第4条」に基づく政府の株式保有義務（**政府が3分の1以上のNTT持株会社の株式を保有し、NTT持株会社がNTT東西の株式100%を保有する義務**）を考慮すると、**一般的な投資家の投資行動とは異なる**ものであり、政府出資分にあたる株主資本コスト（自己資本コスト）について、「CAPM的手法」を用いた**期待自己資本利益率で報酬額を算定することの妥当性**の検証が必要と考えます。

当社見直し案

- 政府保有資本については、CAPM的手法の前提である「**完全な自由流通市場を想定した市場メカニズム**」との**相関性はなく**、妥当性検証が必要とするKDDI殿意見に賛同
- 上記理由からCAPM的手法をそのまま適用するのではなく、**何らかの補正**をかけるべき
- 具体的な補正方法としては、資本の3分の2に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、**3分の1に相当する部分**はリスクが極めて低い政府保有資産と見なし**リスクフリーレート**を採用することが考えられる

1. 光接続料の大幅上昇抑止のための算定方法一部見直しについて
- 2. 予見性向上のための施策について**
3. その他（耐用年数）

2026年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方式に関して、 以下の2点を要望

- メタル縮退計画が公表され中長期の傾向や影響把握が今後一層重要となるため、**算定期間は5年分の将来原価方式**とする
- 金利・物価上昇等の市場環境が大きく変動する傾向にあるため、接続料水準の見通し（概算額）は**毎年度4年分先まで開示**いただきたい

	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FY31~
算定期間	← 5年間 →					
予測接続料の開示	▲ 開示	← FY27適用接続料 →	← 4年間予測接続料 →			
		▲ 開示	← FY28適用接続料 →	← 4年間予測接続料 →		
			▲ 開示	← FY29適用接続料 →	← 4年間予測接続料 →	
				▲ 開示	← FY30適用接続料 →	← 4年間予測接続料 →

1. 光接続料の大幅上昇抑止のための算定方法一部見直しについて
2. 予見性向上のための施策について
3. その他（耐用年数）

その他（耐用年数）

令和5年7月31日要請により、光ファイバの耐用年数についての検証等が求められている

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。

*将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）（令和5年7月31日）

光ファイバの耐用年数はシース(外皮)の耐性に影響される部分大きいですが、**光ファイバのシースはメタルケーブルと同一**であり、使用上の**環境としてもほぼ同ルートに敷設している状況**

- 要請に基づいた光ファイバの耐用年数の検討結果については、**接続事業者にも開示を要望**
- シース(外皮)、用途・使用上の環境等から、光ファイバの耐用年数は**メタルケーブルとほぼ同等以上**とみなせるのではないか

【参考】現行の耐用年数

	光ファイバ	メタルケーブル
架空	25年	28年
地下	30年	36年

■ 算定方法の見直し

- 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、**自己資本比率は圧縮前の貸借対照表**を用いる
- **自己資本利益率は自己資本の3分の1に相当する部分を補正するための具体的な方法を検討**（3分の2に相当する部分は従来通りCAPM方式を適用し、3分の1はリスクフリーレートを適用等）

■ FY26以降の光回線接続料の算定方式

- **算定期間は5年分の将来原価方式とする**
- **接続料水準の見通しは毎年度4年分先まで開示**
- **光ファイバの耐用年数の検討結果に関して、接続事業者への早期開示、メタルと同等以上を要望**

